

**176-衆-外務委員会-4号 平成22年11月12日**

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

まず、日豪物品役務提供協定について、ACSAについて質問いたします。

日本がアメリカ以外の国とACSA、物品役務相互提供協定を締結したのは、今回の日豪ACSAが初めてであります。

そこで、前原大臣に伺います。

日本はアメリカと軍事同盟の関係にある、一方でオーストラリアもアメリカと軍事同盟の関係にあって、それぞれ日米ACSA、米豪ACSAというのがあります。今度は日豪ACSAということで、三カ国が相互に結ぶ三つの協定ができるということになりますけれども、これはどういう意味を持つということになるのでしょうか。

○前原国務大臣 笠井委員にお答えいたします。

今委員が御指摘のように、日米、それから米豪、この両国同士はあった。今回、日豪も結ぶということではありますが、この三つが連関をするというふうには、法的なつながりは想定しておりません。

あくまでも、日豪のACSAにつきましては、平和維持活動あるいは国際的な大災害、自然災害においてともに協力をし合う場面が多くなってきている。また、もともと日豪という関係は極めて重要な関係であり、資源あるいは食料、経済活動、そういった面での、そしてまた何よりも価値観の共有という非常に強いつながりのある大事な二国間関係でございます。

そういう意味で、より円滑な物品役務の協力ができるような形ということでこの締結をお願いするわけであって、三つをすべて連関してお考えいただく必要はございません。

○笠井委員 三つ連関はないんだということを言われたんですが、この協定締結の契機になった二〇〇七年三月の安全保障協力に関する日豪共同宣言というのがございます。これを見ますと、こうあります。「日豪それぞれとアメリカ合衆国との同盟関係に具現された共通の戦略的利益及び安全保障上の利益を確認し、」「両国間の強化された協力が、三箇国間の協力の強化に資する」というふうに述べております。

日豪それぞれとアメリカ合衆国との同盟関係に具現された共通の戦略的利益及び安全保障上の利益というのは一体何なのか。また、両国間の強化された協力が三国間、つまり日豪米の協力の強化に資するというのは、ではどういうことでしょうか。

このACSAを通じて三カ国の同盟関係を強めていこう、そういうアメリカの戦略があるんじゃないかと思うんですが、この宣言に基づく今回のACSAとの関係で、さっき関係ないというふうにおっしゃったんですが、どういうふうに見たらいいのでしょうか。

○前原国務大臣 これは笠井委員よく御存じのとおりであると思えますけれども、日米関係というものは日米安全保障条約に基づいて、非対称的ではありますが、お互いが条約上の責務を負って、例えば五条では日本が他国から攻撃された場合においてはアメリカが防衛の責務を負うとか、あるいは六条においては極東の安全のために基地を提供するとか、そういったお互いが責務を持ち合っているわけがあります。

また、米豪でもそういった条約に基づく同盟関係を結んでいるわけではありますが、日豪間は、あくまでも、大事な国ですね、価値観も共有し、そして貿易関係も極めて重要な相手国同士ですね、そしてまた国際的な平和維持活動あるいは国際的な大災害、ここにおいても今まで協力しましたね、これからも協力していきましょう、その協力に当たってはACSAというものが

お互いにあった方が、より円滑なそういう融通ができますね、ですからやりましょうということでもあります。

ある場面で、確かにそれは日米豪も参加するようなものがあるかもしれませんが、だからといって、それが必然的に日米豪で何かいつも一緒にやっということではありませんし、また、行動については国内法あるいは条約に基づかないと行動はできないわけですので、そのように余り、三カ国の協力関係を強めていこうということは、それは当然いろいろな場面ではありますけれども、このACSAをもって何か新たな次元に入るといったことではないと御理解をいただければと思います。

○笠井委員 二〇〇六年三月に、日米豪の戦略対話、TSD閣僚会合第一回が開催をされました。この会議の共同ステートメントを見ますと、現下の安全保障上の課題に対処するために三カ国の戦略対話を強化することが確認をされて、日本とオーストラリアは共同ステートメントを発表して、安全保障上の問題について日豪が協議していくことを確認しました。そして、二〇〇七年の三月に安全保障協力に関する日豪共同宣言を発表して、それを機に日本とオーストラリアとの協議が重ねられた結果が日豪ACSAであります。

この経緯を見ますと、日豪安保協力と日米豪の戦略対話は相互補完的なものとして進められてきたということは明らかだと思います。

そこで伺いたいんですけれども、ことし二月に発表されたアメリカの国防計画の見直し、QDRでは、地域の同盟国及びパートナーシップ国の能力に依拠し、それをより広く配備された適応力のある米軍のアジアでのプレゼンスを確保するという一方で、アジア太平洋地域における安全保障と同盟国の役割を強調しております。

今回の日豪ACSAによる日豪の安全保障上の協力強化というのは、アメリカのアジア太平洋地域におけるプレゼンスの維持強化のために役立つという位置づけなのかどうか、その点はいかがでしょう。

○前原国務大臣 繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、日豪のACSAというものはあくまでも日豪二国間のものございまして、アメリカからすると、日米がある、あるいは米豪があるといったところでございまして、国際的な平和維持活動あるいは国際的な大自然災害、そういったものに今までもオーストラリアと協力してきた、これからはしていこうという中で、より円滑な物品役務の融通ということで、今回、日豪ACSAを結ぶわけでございますので、アメリカの戦略とあわせて考えることは少し飛躍があるのではないかと思います。

○笠井委員 では、ちょっとこの点の確認だけしたいんですが、ことし五月二十日の第三回日豪外務・防衛閣僚協議、2プラス2の結果概要というのが外務省から出ておりますが、そこに「日米豪三カ国協力」という項目で、「日豪両国は、アジア太平洋地域において米国のプレゼンスが引き続き不可欠であるとの認識で一致し、日米豪の枠組みでこの地域の安全保障戦略に関する協議・協力を深めることで一致。」これは間違いありませんね。

○前原国務大臣 その点は委員のおっしゃるとおりだと思います。

○笠井委員 そういう協力関係を深める、日豪の間でもある、三カ国でもあるという中で具体的な一つの産物が、日豪の間でいえば、それはおっしゃるとおり直接は日豪ですよ、ACSAであると。

しかも、今回の場合はあくまで限定的なんだと大臣はおっしゃっているわけですが、しかし、今回の協定を見ても、連絡調整その他の日常的な活動のためにと、かなり幅広くなってい

る。しかも、先ほどおっしゃったような、人道的な問題、いろいろな問題と言われるけれども、結局、こういう形で自衛隊が海外活動を拡大していくというところが私は問題なんだと思うんです。

自衛隊が海外派兵、派遣をする機会が増大してきたのは、一九九〇年代になってからということだと思います。一九九六年に日米安保共同宣言で、日米安保体制をアジア太平洋地域に拡大し、地球規模に広げたことが契機となって、アメリカの要請に基づく海外派兵、派遣がふえてきた。二〇〇六年十二月には自衛隊法を改正して、自衛隊の海外派兵、派遣、これを本来任務にまでしてしまったという経過だと思います。これは、自衛隊の任務規定について、専守防衛を建前としてきた従来の政府の憲法解釈さえ覆すものだった。

他方で、オーストラリアはどうかといいますと、第二次大戦後、自国の防衛政策をアメリカに依存するという立場に切りかえて、そして朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン及びイラク戦争などに対米協力として参戦してきております。

そこで伺いたいんですが、そういう中で、二十一世紀に入って自衛隊とオーストラリア軍の協力が増加して、イラク戦争では、サマワ派兵の自衛隊をオーストラリア軍が警備するということになった。今回の日豪ACSAでは、自衛隊とオーストラリア軍が協力する機会が増加していることを締結理由に挙げておりますけれども、これはアメリカが行う戦争、軍事活動をより効果的、効率的にするために必要になった、こういうことじゃないんでしょうか。そこはいかがですか。これまでの経過から見てそうだ、これからより効率的、効果的にやるためのACSAという位置づけの流れではないかと思うんですが、いかがでしょう。

〔委員長退席、長島（昭）委員長代理着席〕

○前原国務大臣 今、イラクのことについてお話がございました。イラクについても、いわゆるサマワという地域の人道支援のために、自衛隊はみずからの判断で派遣をし、自己完結の作業をしておりましたけれども、しかし、治安面での警備というものをオーストラリアが担ってくれたということは大変ありがたい話だと思っております。

一方で、東ティモールあるいはスマトラ沖地震津波、その災害に対する協力活動もオーストラリアと日本で行ってきたわけでございまして、そういう意味においては、今委員がおっしゃった、アメリカの戦略にすべて基づいてという観点からは乖離があるのではないかと私は思います。

○笠井委員 私は、すべて基づいてと言ったわけじゃないんです。これまでの経過の中でそういうことが何度もあった、これからも、そういう側面から見ると、より効果的、効率的にアメリカがやっていくような軍事行動に対して、オーストラリア、日本がかかわっていくということになるんじゃないかと申し上げたんです。それはいかがですか。

○前原国務大臣 それぞれの国が、日本なら日本が、オーストラリアならオーストラリアが、みずからの判断で国際的な協力活動に参加をするわけでありまして、その中での協力をする場合は協力をする。そして、今回のACSAというものが物品役務のより円滑な融通に資するという事で、何かアメリカをすべて軸にして物事を考えてこの日豪ACSAに評価を与えようとするのは、私は少し無理があるのではないかと思います。

○笠井委員 大臣、日ごろ、日米同盟基軸ということで言われていますから、そういう点でのことで申し上げたわけでありまして。

民主党政権のもとで防衛白書が出されて、その中でこうあります。日豪は、「ともに米国の同盟国であると同時に、基本的な価値観を共有しており、アジア太平洋地域および国際社会が直面するさまざまな課題の解決のため、緊密に連携・協力してきている。このような連携・協力を効果

的、効率的なものとするためには、「米国を含めた日米豪三か国による協力を積極的に推進する」、こう述べて、アメリカとの同盟を軸とした日米豪の三か国の軍事協力の意義、役割を強調していると思うんですね。今回の日豪ACSAはそういう中で結ばれた、これはもう明らかだと思うんです。

現実を見ますと、日本、オーストラリアの海外における軍事協力の増加とともに、日米豪三か国の安全保障協定と軍事演習もふえてきております。三か国による共同訓練は、二〇〇七年と二〇〇九年、二〇一〇年、この間、三回にわたって実施をされている。ことし六月の沖縄周辺での共同訓練というのは、アメリカの原子力空母ジョージ・ワシントンなど艦艇十九隻が参加をする過去最大規模のものになっております。

そこで伺いたいんですが、日米・米豪ACSA、そして今回の日豪ACSAというのは、それぞれ両国の共同訓練実施の際に機能することになっております、大臣が言われたとおり。今後、三か国の共同軍事演習が実施される場合には、これらの三つの協定がそれぞれあるわけですが、その三つの協定によって三か国相互の物品役務の提供というのが可能になってくるということにつながるのでしょうか。これはどういうふうになっているのでしょうか。

○前原国務大臣 提供するものについて、範囲については、日米ACSAは日米ACSAで決まっている、日豪ACSAはこれで御議論をいただいて決まれば決まってくるということでございますので、余り一緒にして考えずに、分けてお考えをいただいたらいかがかと思えます。

○笠井委員 三か国共同訓練ということになりますと、いろいろな場面があると思うんですね、これは長島理事の方がいろいろ御存じなのかもしれませんが、そういう場面の中で、いろいろなことでまたそういう相互なことが可能になる、あるいは、するようなことの必要性が出てくるということはあるんですか。

○前原国務大臣 恐らく、笠井委員が御懸念のことというのは、要は、例えばオーストラリアをスルーしてアメリカに行くのではないか、そういうような懸念で物事をおっしゃっているわけですか。それであれば、先ほど申し上げたように、日米は日米でACSAがある、日豪は日豪でACSAがある。ということは、何もわざわざ豪州を迂回させてアメリカに融通する必要はない、日米のACSAの中でできるものについてはやるということになるかと思えます。

○笠井委員 色がついていないものをどういうふうにするかというのは、いろいろ出てくるのかなと思ったものですから、私は伺ったんです。

では、さらに伺いますが、今、アフガニスタンの情勢がさらに悪化している。困難に直面しているアメリカから、さらに同盟国への一層の負担の分担の要求が高まって、日豪両国もこれまでに以上に大きな役割を担わされる可能性があると思うんです。

今後、アフガニスタンにおけるPKO活動とか、あるいは大規模な難民救助の活動が求められた場合に、この日豪ACSAが機能することになっていく可能性があるということでしょうか。

○前原国務大臣 今、政府の中でそのような、今委員がおっしゃったような、大規模なアフガニスタンへの自衛隊の派遣というものについては考えておりませんので、その先のことについてはお答えをする必要はないと思えます。

○笠井委員 では、もう少し近い話で伺うんですが、今、アフガニスタンをめぐる、十九日にポルトガルでNATOの首脳会議をやる前にして、アフガニスタンへの自衛隊の医官と看護官などの派遣、それから医療機関への資材提供が検討されている、午前中も若干そういうことが出て

いましたけれども。そして、今、それがI S A Fの指揮下に入ると武力行使の一体化の問題が出てくるとかという議論も出ていて、それも北澤防衛大臣の指揮下なんだとか、いろいろなことが報道もされていますけれども、このI S A Fにはオーストラリアも入っていますね。そうすると、直面する今、その先の話じゃなくて、医官それから看護官、あるいは医療機関への資材提供をめぐって、この日豪のA C S Aというのが何らかの形で機能するということはあり得るのでしょうか。

○前原国務大臣 まだ、アフガニスタンへの医官などの派遣については、政府の内部で検討段階中のものをごさいますて、正式にそれが決定しているわけではございませんので、これもまた、その先のことについては今お答えをする段階ではないと思います。

○笠井委員 そういうことがいろいろ出てくると思うんです。

では、日米A C S Aでは、一九九六年に締結された当初は、適用の対象を共同訓練それからP K O、人道的な国際救援活動などというふうに定められていましたけれども、九九年に改正して、周辺事態における活動が追加をされて、さらに二〇〇四年の改正で、武力攻撃事態等における活動、テロとの闘い、大規模災害への対処の活動などが加えられました。

今回の日豪A C S Aでは、先ほど当面限定という話が出ていましたけれども、今後もこの範囲に限定していくのか、あるいは日米A C S Aのように、協議によっては改定して広げるという可能性も当然あるのかどうか。これもないとは言えないと思うんですけれども、いかがでしょう。

○前原国務大臣 現時点においては、今、条約審議をお願いしている内容しか考えておりません。

○笠井委員 結局のところ、日豪A C S Aということになりますと、冒頭のことにもかかわるんですけれども、日米豪のトライアングルで、事実上の三国軍事同盟をつくっていく上で重要な位置と役割を担うんじゃないかという議論もある。そうじゃないということは言えますか。

○前原国務大臣 繰り返し答弁をさせていただいているように、さまざまなオペレーションというものは、当然ながらそれぞれの国が国内法に基づいて行わなくてはいけないし、また条約に基づいて協力できる場合とできない場合があるわけでありませう。

アメリカとの場合は、日米安全保障条約に基づいての条約上の義務が、お互い非対称ながらあるわけでありませうけれども、オーストラリアとはそういうものは結んでおりませう。しかし、アメリカとオーストラリアは結んでいるということの中で、それぞれの国がそれぞれの国内法、そして二カ国間の条約、決められたことに基づいて行うということがベースでございませう。

○笠井委員 そういう中でベースだということは私も承知しています、同盟関係が明確にある問題とそうでないところ。

しかし、こういう形で協力関係が広がってくるという状況の中で、これは今後の方向として、そういう議論もあり得るということは、あり得ないというふうになるのか、その辺はどういうふうになっていくのかということをおつと伺っておきたいんです。つまり、だんだん深まっていくということの延長で、そういう可能性は全くないということなのかどうか。

○前原国務大臣 今の御質問は笠井委員のどういった御懸念から出されているのかということをお私なりに考えてみたんですが、少し私の洞察力が薄くて、どういう御趣旨でその質問をされているというのがよくわかりませう。

つまりは、先ほど申し上げておりますように、アメリカがあつて、オーストラリアがあつて、そして我々日本がある。先ほどの懸念はわかったんです。つまりは、オーストラリアを通じてアメリカに横流しをされないかという御懸念があつたんですが、先ほどこれはみずから、笠井委員御自身が披瀝をされたように、ACSAで融通できる範囲は日米関係の方が圧倒的に広いわけですね。

では、そういうことを考えたときに、オーストラリアに何を求めるのか。オーストラリアとの関係を強めていくということになった場合、逆に言えば、それを担保するようなものが必要になってきますね、日米の関係のような、あるいは米豪の関係のような。そういうことは、今の段階で想定はしていません。

○笠井委員 このACSAをめぐるいろいろなことが経過の中で出てきたので、そしていろいろな議論があるということで、私は、こういうことはないのか、ああいうことはないのかという形で伺っているわけでありませぬ。

まさに、いろいろな思惑やねらいを持ちながらやってきている問題だと思うんですが、この日豪ACSAというのは、日本にとってはアメリカ以外の国との初めての協定となりますが、午前中もちょっとありましたけれども、自衛隊が派兵、派遣された地域において、オーストラリア以外にも韓国、カナダ、ニュージーランド、インドを初めとしてNATO諸国など、ともに活動する諸外国が多数あると思うんです。

今後、これらの諸国とも、安全保障面での連携がテロや大量破壊兵器の拡散など不安定性を増す国際社会の安定のために必要などということ、ACSAの締結が検討されていくことになるのか。先ほど伴野副大臣は、総合的に判断して、それぞれいろいろありましてという話だったんですが、あるとすれば、どことどんな進捗というようなことは少しあるのかどうか、いかがですか。

○伴野副大臣 笠井委員にお答えしたいと思います。

同じような内容の答弁で恐縮でございますが、今後につきましては、どのような国とどういった形でACSAを締結するかということにつきましては、共同訓練やPKO、災害救援等の現場での物品役務の融通に関する防衛当局のニーズを初め、二国間の関係、条約締結の意義、必要性等を考慮して、総合的に判断していくものと承知しております。

○笠井委員 では、一つだけ伺います。

韓国ですが、北澤防衛大臣は、去る六月にシンガポールの国際会議で日米韓防衛相会談を行った際に、こう言っております。「PKO等で日米韓が隣り合わせる機会が増えていることを踏まえ、人道支援・災害救援などの分野において三か国共同訓練の実施などの協力を推進していくことで一致した。」ということで、防衛省発表の会談概要に書いています。

この会談を通じて、まさに日米豪と同じような形で協力という話が出ているわけですが、報道でいえば、自衛隊と韓国軍のACSA協定締結の方針を固めたということも、その中で出てくる。前原大臣は、十月二十九日にハノイで、日韓外相会談で、安保、防衛分野でも日韓間の協力を推進していきたいということを言われました。

つまり、そういう延長でいえば、日本と韓国のACSAについても検討課題になっている、こういうふうな受けとめていいんでしょうか。

○前原国務大臣 先ほど伴野副大臣が答弁をしたとおりでございますが、その状況状況において考えるということでございますが、現時点においては、日豪ACSAを我々としては考えて、国会での御審議をお願いしているところでございます。

○笠井委員 一つ一つというふうに言われたのかなというふうに思ったんですけども、こういう形で、アジア太平洋諸国間で、アメリカを軸とした同盟国間、あるいはその協力関係を強化する国の間での安全保障面での連携と軍事協力が進んでいることは、私は看過できないと思うんです。軍事同盟に属さない非同盟の国々が圧倒的なこの地域の流れ、紛争の平和的解決、外交力の強化の方向とは逆行するということをお願いしたいと思います。

次に、オランダ、スイスとの租税条約の問題について質問いたします。

まず伺いますが、今回の両条約は、その特典を享受する要件として、日本がこれまでに批准した条約にはない多国籍企業基準等という条項を新しく設けておりますけれども、その理由は何でしょうか。

また、この措置によって日本に進出しているオランダ、スイス資本企業のうち、どれぐらいが新たにこの条項の適用となるのでしょうか。

○伴野副大臣 笠井委員にお答えしたいと思います。

租税条約におきまして、事業実態のないいわゆるペーパーカンパニー等につきましては、租税条約の特典の適用を制限する規定を設けることで、条約の特典の濫用を防止することが一般的であると承知しております。

今回の日・オランダ租税条約及び日・スイス租税条約の改正におきまして、いずれも相手国、スイス及びオランダということですが、そちら側から、国内に実際に多くの多国籍企業が本拠を有しているという特別な事由を踏まえまして、多国籍企業集団の本拠である法人が取得する投資所得に関しまして、条約の特典を、源泉地国免税というものでございますが、認める規定を設けることについて、特段の要請があったと承知しております。

○尾立大臣政務官 特典の対象となる数のお尋ねでございますので、私の方からお答えをしたいと思います。

両条約は、租税回避行為の防止のため実態のない企業が租税条約の特典を利用することを制限しておりますが、一定の要件を満たす多国籍集団については、業種を問わず、条約の特典の適用を認めております。

ただ、個々の多国籍企業が一定の要件を満たすかどうかについては、条約適用届出書等の提出によって確認していく必要があることから、現時点においては多国籍企業集団の数は把握しておりません。

○笠井委員 旧条約では配当にかかる五%の源泉地国課税は日本の親会社にとって純粋なコストとなるが、新条約では配当の源泉地国課税がさらに軽減される特典が強化されました。だから、オランダ、スイスなどに子会社を有する日本企業にとって大いに歓迎される改正だという率直な指摘も出されております。

そこで、海外に展開する日本の多国籍企業は、欧州の拠点をオランダに置いている子会社が多いことはよく知られておりますけれども、今回の改正は、まさに日本の多国籍企業にも有利な改正になるというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

○伴野副大臣 続けてお答えいたします。

我が国といたしましては、相手国側からの要請も考慮して、例えば実際に複数の国にまたがっている事業を展開している多国籍企業集団を統括するような法人等につきましても、濫用の懸念が合理的に払拭できることから、ペーパーカンパニーと区別して条約の特典の適用を認めることといたしました。

○笠井委員 いや、要するに、今回の改正は、日本の多国籍企業にも有利な改正になっているというふうに受けとめていいのかどうかということなんです。

○前原国務大臣 そういう見方を笠井委員はされていますけれども、今回の目的は、あくまでも二重の税負担の回避、あるいは税当局間での納税者情報の交換のための重要な法的枠組みなんだという点で、素直に御理解をいただければありがたいと思います。

○笠井委員 素直に理解した上で、有利になるのかどうかということを確認したかったんです。有利になるということをかかなり言われていますので、実際そうなんじゃないかということを知りたいわけなんです。

では聞きますが、これらの条約では、配当、利子、使用料のいわゆる投資所得に対する源泉地国課税の減税と免税の適用範囲が拡大をいたしております。この措置を新たに導入することで、日本側の減税規模というのはどれぐらいになるというふうに試算されているのでしょうか。

○尾立大臣政務官 笠井委員にお答えいたします。

一般論として申し上げます、源泉地国における課税を軽減する租税条約を締結した場合には、我が国また相手国の税収の増加また減少、両方の効果が及ぶものと思われま。

例えば、今御指摘いただきました、配当や利子等の投資所得が一定とすれば、源泉地国における税収を減少させる要因となる一方、両国間の投資活動が活発になりますと、税収を増加させる要因になります。また、源泉地国課税が軽減されたことにより外国税額控除が減少することになれば、税収を増加させる要因となるということで、このように非常にプラスマイナスが入り組んでおるといってござい。

そして、御案内のとおり、国境を越える投資活動というのは、その国のみならず国際的な金融経済情勢によって非常に大きく左右されるものでございするので、これらの条約の締結による我が国の税収への影響、増減収額については見込みを行っておりませ。

○笠井委員 増減はいろいろあるというのは言われたのですが、私が聞いたのは、投資所得に対する源泉地国課税の減税と免税の適用範囲の拡大によってどれぐらいの減税規模になるかということを知りたいわけなんです。

私は、租税条約の審議の際に、いつもこの減税額の試算を明らかにするように問題提起してきたんですけれども、日本側の減税規模を明らかにできないようでは国民に対する説明責任を果たしていないということを言わざるを得ないというふうに思。

では次に、両条約の第二十二条に関連して、二〇〇九年に日本で導入された外国子会社配当益金不算入制度について伺。

周知のように、この制度は、外国子会社からの配当の九五%が免税となっ、残りの五%に源泉税がかかるわけでありませ、この制度の適用状況というのはどうなっているのでしょうか。

〔長島（昭）委員長代理退席、委員長着席〕

○尾立大臣政務官 御指摘の外国子会社配当益金不算入制度の適用件数及び適用金額は、現在、把握しておりませ。

なお、この外国子会社配当益金不算入制度の適用件数等を把握するためには、内国法人から提出されました法人税の申告書を一件ずつ確認をして、その制度の適用件数等を手作業で集計していく必要があり、相当な事務量を要するというので把握していないということを知りたいと思。ちなみに、平成二十年分の内国法人の法人税の申告件数は約二百六十四万件であるということを知りたいと思。

○笠井委員 アメリカの議会では、国の歳入実態が問題になって、アメリカの多国籍企業の活動実態がわかる客観的事実、統計数値が公表されております。

例えば、アメリカの会計検査院、GAOは、タックスシェルター問題をきっかけにしてではありませんけれども、クリントン政権時代に、外資系米国子会社の七三%が米国税を全く払っていないことを発表いたしました。その後、いろいろ紆余曲折はありますが、オバマ政権下の二〇〇九年には、アメリカの多国籍企業の実効税率が二・三%だったことを公表しております。

要するに、数値公表というのは、いろいろ手間がある、大変だという話がありましたが、政府のやる気ということもあると思うんですね。租税の専門家や研究者、実務家からも統計数値の公表について強い希望があるということも申し上げておきたいと思っております。

そこで、前原大臣に大きな意味での認識を伺っておきたいんですけども、日本の多国籍企業にとってオランダとスイスにおける税務メリットというのは、今挙げたようなことだけじゃなくて、オランダ側の資本参加免税制度と実効税率が二五・五%であることから、日本のタックスヘイブン税制のトリガー税率二〇%に抵触しない、そしてスイスも州によっては実効税率が二〇%超のところもあって、日本の多国籍企業の海外子会社の設置場所として価値が出てくるということがあります。

日本経団連がことし九月に出した「平成二十三年度税制改正に関する提言」の中では、平成二十二年度税制改正でタックスヘイブン税制のトリガー税率引き下げ等が実現したことは評価できるとしております。まさしくそういう方向で、日本の多国籍企業の子会社が海外進出しやすい方向で優遇税制の強化がいろいろな形で実行されている、こういう実態がある。

ことし四月ですけども、当時の峰崎財務副大臣が、こうした国際的な租税の引き下げ競争をどこかでとめなきゃいけない、少なくとも先進国でとめなければならないということで、G20でこの種の議論をした方がいいということも発言されたことがありました。やはり税の引き下げ競争ということでやっていくのがいいのかどうかというのは問題だと思うんですね。

それについて、大きな意味での認識と伺いますか、条約が出ていますので、それにかかわってということで、大臣、御見解を伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○前原国務大臣 確かに、委員がおっしゃるように、経済活動のグローバル化が進んでおりますし、また国際的な投資交流というものがどんどん促進されているというのは事実でございます。日本は、かなりの地域で租税条約を今、結んでおります。四十八条約、五十九の国と地域の間で適用している、これは十月末現在でございます。

その中であって、先ほど委員が御指摘をされたように、脱税や租税回避をどうやって防止するかという国際的な協力の機運が高まっていることも事実でございます。したがって、今御審議をいただいている租税条約も含めて、この条約の中には、国際標準に沿った情報交換を規定する等の中身を盛り込むことを基本としているわけでありまして。

特に、最近は、租税に関する情報交換に主眼を置いた協定の締結にも力を入れておりまして、いわゆるタックスヘイブンと言われるバミューダとの間での協定をことしの八月に発効させましたし、類例の協定について、英領ケイマン諸島や、英領ガーンジー、バハマとの間で交渉を行っているわけでありまして。

つまりは、グローバルな経済活動を進めていく、そして国際投資を進めていくと同時に、このような脱税や租税回避の防止もともに行っていくという観点が必要だと考えております。

○笠井委員 脱税、租税回避にとどまらず、やはり引き下げ競争になっているという問題を大きく見ていかなきゃいけないと思うんです。

時間になりましたから終わりますが、廃止するといいいながら、みなし外国法人税額の控除額が増加している問題も含めて、やはり結局のところ、日本の多国籍企業とその海外子会社が、租税

条約の特典税制と国内の大企業優遇税制を強化されて享受できる方向になっているということを見ざるを得ないと思うんです。

そういう方向が法人税減税のさらなる強化の方向とつながっているということで、私は、そうした優遇税制こそ抜本的に正すべきだということを強く申し上げて、質問を終わります。